

悪天候などに伴う警報が発令された場合の措置について

気象情報により、警報、注意報などが発令された場合、児童の安全確保の観点から、下記の通り措置して参りますのでよろしくお願い致します。

記

1 大阪府に【暴風】又は【暴風と大雨（同時発令）】警報が発令された場合。

気象情報	措置
1 午前7時現在で警報が発令されている。	児童の登校を見合わせ自宅待機させて下さい。
2 午前9時までに警報が解除された。	10時～10時30分の間に学校へ着くように登校させてください。
3 午前9時現在でも警報が発令されている。	臨時休業とします。
4 児童が在校中に警報が発令された。	学校で児童を待機させ、学校内での安全を確保します。 情報を的確に把握し、状況によっては集団下校の措置をとりますが、教職員の引率など、安全を考慮して対応します。

2 大阪府に【大雨】・【洪水】警報が発令された場合。

特に学校から連絡がなければ、普通どおり登校させて下さい。
局地的豪雨・道路陥没等によって、登校させることが危険であるとご家庭で判断された場合は、登校を見合わせ、自宅待機の措置を取り、学校にご連絡ください。

3 上記の措置のほか...積雪、地震、雷等による臨時の措置を取る場合

地区緊急連絡網で連絡します。
連絡がない場合は、普段通り登校させて下さい。ただし、地区によって登校させることが危険であるとご家庭で判断された場合は、登校を見合わせ、自宅待機の措置を取り、学校にご連絡ください。
(午前8時以降にお願いします。)

- * 放送局により情報のずれが生じることがありますが、NHKの気象情報によって判断してください。
- * 各家庭からの学校への問い合わせはしないでください。回線がパンクし緊急の連絡が取れなくなってしまう可能性があります。緊急連絡網を通じて連絡します。
- * 地区緊急連絡網で連絡が取れなかったところについては、地区委員さんに必ず連絡してください。